

徳島県告示第二百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和四年五月十三日

徳島県知事      飯   泉   嘉   門

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務